

世田谷区学校支援地域本部事業実施要綱

平成 27 年 3 月 25 日
26 世教生第 1721 号

改正

平成 27 年 12 月 21 日 27 世教生第 1201 号
平成 29 年 3 月 31 日 28 世教生第 1816 号
平成 31 年 3 月 27 日 30 世教生第 1685 号
令和 6 年 4 月 1 日 6 世教地第 139 号
令和 7 年 4 月 1 日 6 世教地第 1089 号
令和 8 年 4 月 1 日 8 世教地第 412 号

世田谷区学校支援地域本部事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域で学校を支える体制づくりを進めることで、地域とともに子どもを育てる教育の推進を図ることを目的とした世田谷区学校支援地域本部事業（以下「事業」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 事業は、世田谷区立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の要請に基づき、当該学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校の教育活動の支援を行うことを目的とする。

(事業の検討及び情報共有)

第 3 条 事業を実施する学校の校長（以下「校長」という。）は、世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則（平成 16 年 12 月世田谷区教育委員会規則第 18 号。）に定める学校運営協議会において、事業の実施方法等の検討及び情報共有を図ることができる。

2 校長は、必要に応じて、学校支援コーディネーターを構成員として、事業の実施方法等の検討及び情報共有を図る会議を開催することができる。

(学校支援コーディネーターの活動)

第 4 条 学校支援コーディネーターは、次の各号に定める活動について、学校からの要請に基づき、ボランティアの確保及び配置並びにボランティア、学校運営協議会活動グループ実施要綱（令和 8 年 4 月 8 世教地第 410 号。）に定める活動グループ構成員（以下「構成員」という。）及び学校と連絡調整を行う。

(1) 授業の補助

(2) 自学自習等の支援

(3) 部活動の指導

(4) 図書を読み聞かせ

(5) 花壇及び樹木の整備等の校内の環境整備

(6) 登下校時における子どもの安全確保に係る活動

(7) 学校行事の運営支援

(8) 前各号に掲げるもののほか、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

(学校支援コーディネーターの配置人数)

第5条 学校支援コーディネーターの配置人数は、1校あたり4名以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(学校支援コーディネーターの任期)

第6条 学校支援コーディネーターの任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

(学校支援コーディネーターの欠格事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、学校支援コーディネーターとなることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(学校支援コーディネーターの選任)

第8条 学校支援コーディネーターは、学校及び地域の現状を十分に理解している者のうちから、校長の推薦に基づき、教育委員会が選任するものとする。

2 校長は、学校支援コーディネーターを推薦するときは、学校支援コーディネーター候補者推薦書(第1号様式)及び学校支援コーディネーター委嘱条件明示書兼承諾書(第2号様式)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、校長が推薦する者を学校支援コーディネーターに委嘱することを決定したときは、委嘱状(第3号様式)を交付するものとする。

(学校支援コーディネーターの遵守事項)

第9条 教育委員会は、学校支援コーディネーターに次に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1) 校長、副校長及び教員の指示に従うこと。

(2) 学校支援コーディネーターの活動の範囲を逸脱する行為をしないこと。

(3) 学校、児童、生徒、保護者等の信用を傷つけるような行為をしないこと。

(4) 活動中に知り得た個人情報又は守秘事項について、他に漏らさないこと。なお、学校支援コーディネーターを辞した後も同様とすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は校長が求める事項に反しないこと。

(学校支援コーディネーターの委嘱の取り消し)

第10条 教育委員会は、学校支援コーディネーターが前条各号に規定する事項に反したとき又は学校支援コーディネーターとしての適正が欠けていると認めたときは、委嘱を取り消すものとする。

2 教育委員会は、学校支援コーディネーターがその活動を中止するときは、学校支援コーディネーターの任期にかかわらず、委嘱を取り消すことができる。

(学校支援コーディネーターに関する報告事項)

第11条 校長は学校支援地域本部の活動について次に掲げる様式を作成し、それぞれ教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 年間予定表(第4号様式)

(2) 実績報告書(第5号様式)

2 学校支援コーディネーターは自身の活動に関する謝礼金の支払先銀行口座を指定するための口座振込依頼書兼登録申請書(第6号様式)を教育委員会が指定する

日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学校支援コーディネーターの謝礼等)

第12条 学校支援コーディネーターは自身の活動に関する謝礼金の支払先銀行口座を指定するための口座振込依頼書兼登録申請書(第7号様式)を教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、学校支援コーディネーターに対して、学校支援コーディネーター活動記録書に記録した実績を審査し、次の各号の謝礼等について当該各号に定める金額を支払うものとする。

(1) 活動謝礼 活動の実績に1時間当たり1,610円を乗じて得た額

(2) 交通費 活動に要した交通費の実費相当額

3 前項の規定による謝礼等の支払いは、別に定める日までに口座振替により行うものとする。

(ボランティアの活動)

第13条 ボランティアの活動は、学校支援コーディネーターからの依頼に応じ、第4条各号に掲げる活動を行うこととする。

(活動中の事故等における補償)

第14条 学校支援コーディネーター、ボランティア又は構成員が活動中の事故等により傷害を受けた場合は、教育委員会が加入する傷害保険により保険の範囲内で補償する。

2 校長は、学校支援コーディネーター、ボランティア又は構成員に事故等が発生したときは、速やかに事故発生報告書(第8号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第15条 事業の実施に係る事務及び委員会の事務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則(平成27年3月25日26世教生第1721号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日27世教生第1201号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日28世教生第1816号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日30世教生第1685号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日6世教地第139号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日6世教地第1089号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日8世教地第412号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第12条第1項第1号の規定は、施行日以後の活動に係る実績について適用し、施行日前までの活動に係る実績については、なお従前の例による。